

## 呉市耐震改修促進計画（第3期計画）の策定について

### 1 計画策定の趣旨

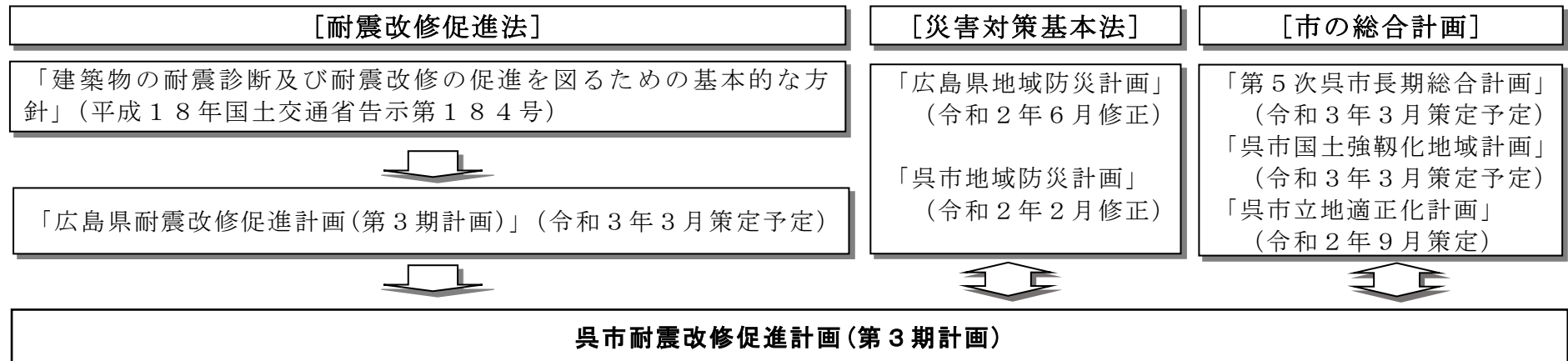
呉市では、平成20年に、災害に強いまちづくりを進めていくために、建築物の耐震化の現状を示し、非耐震建築物の耐震化の促進を図るために「呉市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、平成25年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」といいます。）が改正されたこと等を受け、平成29年に第2期計画を策定しましたが、当該計画は令和2年度で計画期間が満了するため、次期計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、都道府県耐震改修促進計画に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村耐震改修促進計画」として、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として位置付けているものです。

策定に当たっては、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）（令和3年3月策定予定）に基づき、また第5次呉市長期総合計画（令和3年3月策定予定）、呉市国土強靱化地域計画（令和3年3月策定予定）、呉市立地適正化計画（令和2年9月策定）等との整合を図ります。



### 3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 4 計画策定の方向性

これまでの取組状況を踏まえながら、国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針や、令和3年3月に策定予定の広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づき、次に掲げる事項について定めます。

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

最新の統計数値により、令和2年度末時点での耐震化率を推計し、令和7年度末の目標値を定めます。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

避難路沿道建築物等耐震改修助成事業や、ブロック塀等安全対策事業等の現在実施している事業の成果を踏まえ、耐震化の促進を図るための施策について定めます。

(3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

市民の地震に対する問題意識が高まるように、啓発や知識の普及を図る取組について定めます。

(4) 所有者等に対する措置の実施についての事項

優先的に耐震化を実施すべき建築物の選定、対応方針及び指導等の措置の実施について定めます。

### 5 今後のスケジュール

	令和2年度				令和3年度			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議会		● 行政報告 (策定について)			● 行政報告 (パブコメ実施 について)			● 行政報告 (パブコメ結果 について)
計画策定	現状分析		計画案作成			パブリック コメント	最終案作成	策定